

3月7日(日)まで延長  
(2月16日現在)

# 緊急事態宣言発令中

3月7日まで、緊急事態宣言の期限が延長されています。新型コロナウイルスの感染拡大に歯止めをかけ、医療崩壊を防ぐとともに皆さんの命を守るため、一層のご協力をお願いします。

また、引き続き、3密の回避、マスクの着用、手洗い、小まめな換気などに努めていただきますようお願いいたします。



新型コロナウイルス  
関連情報

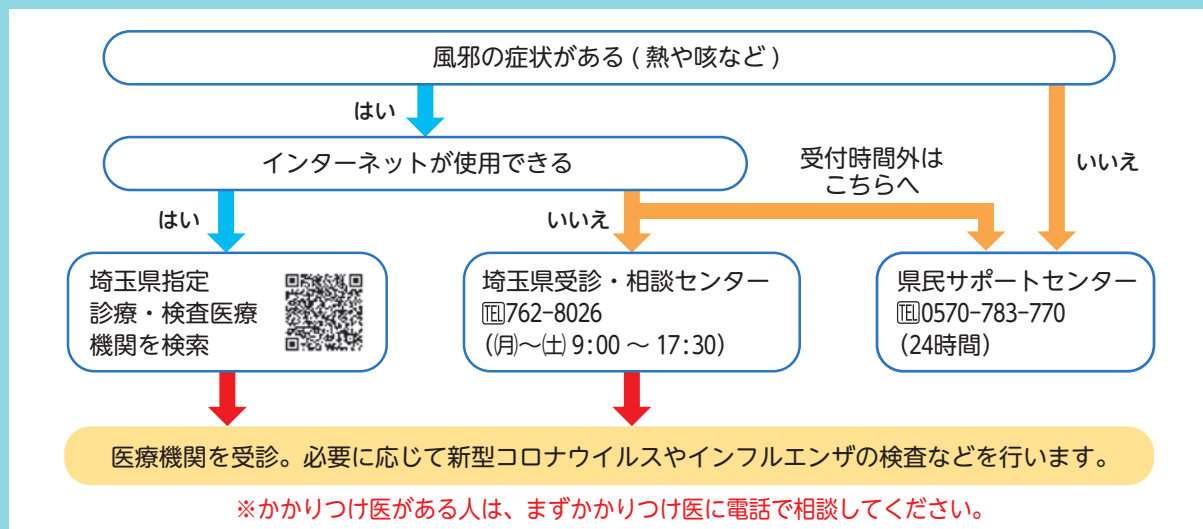
## 埼玉県における緊急事態措置等の内容

- 不要不急の外出自粛
- 飲食店の営業時間の短縮
- 催し物(イベントなど)の開催制限
- 事業者への要請(テレワーク・在宅勤務・時差出勤の徹底など)
- 県立学校における感染防止対策等の要請



## 発熱などの症状がある場合の受診方法

発熱など風邪の症状がある場合は、県ホームページなどで「埼玉県指定 診療・検査医療機関」の連絡先や受付時間などを確認し、必ず事前に予約をしてから受診してください。また、医療機関を受診する場合は、必ず検温し、マスクを着用する他、手洗いや咳エチケットの徹底をお願いします。



◆上尾市のソーシャルメディアをご利用ください。

